

○令和2年度第1回周防大島町男女共同参画審議会

日時：令和2年1月19日(火) 15:00～
場所：大島庁舎3階大会議室

出席者：谷口智隆会長、中元みどり副会長、川口太委員、中川利之委員、藤井勉委員、
井川隆之委員、西岡幸子委員、吉兼和子委員、竹本よし江委員、柳澤裕実委員
事務局：岡本義雄政策企画課長、木嶋勇人同地域支援班長、濱田真同主任
委託業者（サーベイリサーチセンター）

（事務局長）

失礼いたします。

本日はお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第1回周防大島町男女共同参画審議会を開催いたします。なお、初回でございますので、会長が決定するまでの間、事務局により、進行を担当させていただきます。私は、今回の事務局を務めさせていただいております、政策企画課の岡本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の異動につきましてご報告いたします。お手元の審議会委員名簿のとおり、委員にご就任いただいております、山口県農業協同組合、及び周防大島町自治会連合会の委員さんが代わられましたので、後任の委員の方へ委嘱状の交付を行います。それでは、谷口様、井川様、前の方へお願いいたします。

— 町長から委嘱状の交付 —

それでは、会議に先立ちまして、藤本町長がご挨拶を申し上げます。

（町長）

周防大島町長の藤本浄孝でございます。平素より、皆様におかれましては、町政の各般にわたり、ご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼を申し上げます。そして、本日はお忙しい中、第1回目の周防大島町男女共同参画審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な活動制限の中、皆様には大変なご苦労とご不便をおかけしており、そのような中での第1回の審議会の開催となり、マスクの着用や、距離をとりながらの会議となりますが、改めて皆様のご協力をお願いする次第でございます。

さて、少子高齢化の急速な進展や、日々の価値観、ライフスタイルの変化など、私たちを取り巻く状況は、大きく変化しており、こうした中、平成28年3月に、周防大島町男女共同参画基本計画を策定し、家庭や地域、職場、学校などの場において、男女共同参画に関する施策の推進に努めて参りました。審議会委員の皆様には、令和3年度からスタートする、男女共同参画基本計画についてご審議いただくこととなりますが、昨年度の周防大島町男女共同参画に関する住民意識調査の結果によりますと、男女共同参画の意識が大きく浸透したということには至っていないというところも見受けられる結果でありました。

国においては、昨年末に令和3年度から5年間を対象とする、第5次男女共同参画基本計画を閣議決定したところであり、管理職や役員といった、指導的地位につく女性の割合を2020年代の可能な限り早期に30%程度となるようされたところでございます。

また、男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会、あらゆる分野に男女共同参画、女性活躍の視点を取り込み、SDGsで取り上げられている、包括かつ持続可能な世界の実現と、軸を一つにした取り組みを行い、国際社会と協調する社会などが示され、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくものとされております。

今後、本町でもこうした課題を踏まえ、社会における多様な価値観の尊重、働き方、暮ら

し方の改革、男女共同参画のさらなる推進を進めていくためには、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭、地域、企業等のあらゆる場においての課題を解決することが必要となっております。

これまでの社会経済情勢や国、県の動向を踏まえ、男女が互いに尊重し合い、自らの意思と責任により、社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もが生き生きと活躍できる男女共同参画社会の早期実現に向け、より一層の取り組みを推進するため、男女共同参画プランを策定するものでありますので、委員の皆様のご意見と、お力添えを賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

私も町長に就任をさせていただいて、2ヶ月が経つところでございますけれども、この私が就任させていただくに当たり、目標の一つといたしまして、女性の活躍ということ掲げております。今、現にこの周防大島町役場におきましても、女性の幹部の方というのは、今いらっしゃるかと感じるところであります。課長さんはいらっしゃるかと思っておりますけれども。ですので、今そのような現状でやる中、この周防大島町役場においても、やはり女性の立場、これを引き上げていくと、これはとても大切だなというふうに感じているところでございます。

また、私も子育ての世代でありますので、女性が働きやすい社会をつくる、女性が働きやすい地域をつくっていくということはとても大切であり、まず取り組んでいくことであると思っておりますので、皆様にまたご指導いただきながら進めていくことができればと考えております。

どうぞ、本日はよろしくお願いいたします。

(事務局長)

本日は第1回の周防大島町男女共同参画審議会でございますので、自己紹介をお願いしたいと存じます。委員の皆様には、お手元の名簿の順に、所属団体とお名前をご紹介いただけたらと思っております。それでは、谷口様からよろしくお願いいたします。

— 自己紹介 —

(事務局長)

大変申し訳ございませんが、ここで町長は公務のため退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(町長)

どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

(事務局長)

続きまして、周防大島町男女共同参画審議会設置要綱第6条の規定により、審議会の会長、副会長の互選をお願いしたいと思います。どなたかご推薦される方はいらっしゃいませんか。

(井川委員)

会長に、農協の谷口さん、副会長に、婦人会の中元委員さんはいかがでしょう。

(事務局長)

ただいま、井川委員から、会長に谷口委員、副会長に中元委員のご推薦をいただきましたが、その他ご意見はございませんでしょうか。

ご意見がなければ、会長を谷口委員に、副会長を中元委員にお願いするということよろしいでしょうか。

<拍手>

(事務局長)

ご異議がないようでございますので、会長に谷口委員、副会長、中元委員にお願いできますでしょうか。ありがとうございます。それでは、谷口会長には席を移っていただき、お二人からごあいさつをお願いしたいと存じます。会長よりお願いをいたします。

(谷口会長)

失礼いたします。改めまして、JA山口県周防大島統括本部より参りました谷口です。平素は農業事業の多岐にわたり、皆様方からご支援ご協力をいただいておりますことを、まずもってお礼申し上げます。ありがとうございます。今回、会長という役にご推薦いただきまして大変恐縮しております。微力ではございますが、審議会の運営に寄与していければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、第1回目の男女共同参画審議会ということですが、当社JAにおいても運営に女性の意見を取り入れようということで、女性理事制度というものを設けております。また、当統括本部内においても四つほど支所がございまして、副支所長は女性職員を任命するなどして運営と業務の両面から女性の皆様にご活躍をいただいているところでございます。先ほど町長さんの方からお話がございましたが、ワーク・ライフ・バランスという言葉がありますが、やはり仕事をめぐる関係は価値観、これは男女何となく差があるのも事実なんじゃないかなというところも感じております。

この後審議会を通じて、男女の隔たりなく個々の能力や個性を十分に発揮し、生き生きと活躍できる社会の実現に向けた協議の場となるようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願いします。

(中元副会長)

男女共同参画というのは、男性は女性のことを思い、女性は男性の立場に立って、平行線なり、広がらないように、縮まった一本の線がいいと思うのですが、そういう形の世の中であれば絶対上手く行くというか。だから、家庭においても、お父さんとお母さんの仲がよかったらいい子が育ちますよ。やはり後ろ姿を見て、子供は育つ。

社会のことにしても職場にしても、やはり働くということは、はたを楽にすることであろうし。また、女性の立場を男性がしっかりと受け止めて、また、女性は男性の力強い仕事をしっかりと受け止めて、うまくやっていったら、必ず上手くいくと思っております。何を言ったかわかりませんが、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局員)

ありがとうございます。協議に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りした資料についてなんですが。

男女共同参画審議会の役割、組織構成について、これが資料①。それで、資料②なんですが、男女共同参画プランの策定の背景と方針、これ資料②になるんですが、一つ差し替えをお願いしたいと思います。封筒の上に付箋をつけておいておりますので、その差し替えをお願いいたします。それで、男女共同参画に関する現状ということで資料③、それから、男女共同参画に関する住民意識調査の概要、これが資料④-1。それから、男女共同参画に関する住民意識調査報告書、これが資料④-2。それから、計画の骨子案が資料⑤になります。皆様おそろいでしょうか。資料の確認は以上です。ありがとうございます。

(事務局長)

それでは、議事に入らせていただきます。なお、男女共同参画審議会設置要綱第7条第2項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、会長に以降の議事進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(谷口会長)

はい。それでは、協議事項の方に入っていきたいと思っております。大変失礼なのですが、着座にて進行させていただきたいと思っております。

早速ではございますが、(1)ですね、男女共同参画審議会の概要について、資料①ということで、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局委員)

はい。皆さん、資料の①をご覧ください。資料①は、周防大島町男女共同参画審議会の役割、組織構成についての説明になります。男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、家庭等あらゆる分野における各種団体や行政との、緊密

な連携のもとに、男女共同参画社会の推進を進めることを目的として、周防大島町男女共同参画審議会設置要綱第3条の男女共同参画に関する重要事項の調査・審議及び施策に対する建議を行う、という形になっております。審議会の調査及び審議の事項なのですが、それは以下のとおり、周防大島町男女共同参画プランの策定に関する事、男女共同参画社会の実現に向けての活動に関する事、男女共同参画社会の推進に係る施策等の普及啓発に関する事、男女共同参画の推進に係る情報交換及び情報提供に関する事、その他審議会の目的を達成するために必要な事項に関する事となっております。

それから、周防大島町男女共同参画審議会の構成についてですが、設置要綱第4条により規定されております。これが団体推薦者、学識経験者で10名となっております。推進体制については、資料①の図のような形となっております。

それで、裏面に行きまして、男女共同参画基本計画を上位に位置付け、国や県等の関係機関の連携をするとともに、町民、企業、行政等が連携を図りながら協力して、男女共同参画の推進に取り組むことが必要であり、団体の推薦者、学識経験者等で構成された、当審議会に諮りながら推進していくという形になっております。また、共同参画における、全庁的な推進体制の整備を進め、より一層、町民と行政が一体となった総合的な推進体制の実現を目指す会となっております。説明は以上です。

(谷口会長)

はい。ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がございましたが、この件について、皆様方から何か質疑はございますか。よろしいですか。はい。ないようなので、一応この件についてはご了解いただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

引き続き(2)、男女共同参画プラン策定の背景と方針について、こちらでも事務局の方からご説明をお願いいたします。

(委託業者)

失礼いたします。三村の方から説明をさせていただきます。座って説明をいたします。資料②の方です。すおうおおしま男女共同参画プランの概要についてです。

計画は、男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画にあたります。また、配偶者からの両立の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、市町村基本計画、それから女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画も含めて作成するものです。

これまでのすおうおおしま男女共同参画プランの経緯は、平成18年3月に、平成18年度から平成22年までのすおうおおしま男女共同参画プランを策定し、その後、平成23年3月、平成28年3月に見直しを行ってきました。5年前の平成28年3月の見直しでは、女性活躍推進法に基づく市町村計画を含めて策定いたしました。現計画の計画期間が令和2年度までであり、また、国、県の基本計画の見直しを行いまして、この度すおうおおしま男女共同参画プランの見直しを行います。

次に2番の策定の背景についてです。現計画の策定後の主な国の動向について上げています。平成30年5月に、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行され、国、地方公共団体の責務や政党などが所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むように努めることなどが定められました。

次に、2ページへお進みください。平成27年9月の国連サミットで、持続可能な環境や社会を実現するための行動計画、SDGsが採択されたことを受け、日本では平成28年5月にSDGs推進本部が設置されました。17の目標の一つとして、ジェンダー平等の実現が掲げられています。そして、昨年末ですが、令和2年12月25日に国の第4次男女共同参画基本計画が改定され、第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

(2)に国の第5次計画に上げられている、基本的な視点及び取り組むべき事項で、この周防大島町の計画の見直しに関わる事項を上げています。このことは、次のページの町の新たな計画で、「充実を図る事項」で説明いたします。ただ、県は国の第5次計画を踏まえまし

て、今年の3月までに県の基本計画が見直されています。

それでは、3ページにお進みください。新たなすおうおおしま男女共同参画プランの策定方針についてです。計画案は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。次の図のように、上位計画にある周防大島町総合計画や、町の関連する計画と整合性を図り、策定するとともに、国の第5次基本計画、山口県の第5次基本計画、第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画等と整合性を図り、策定いたします。

次に、新たな計画で、国の第5次基本計画の基本的な視点及び取り込む事項を踏まえて、次の事項について充実を図ります。1点目は、持続可能な開発目標、SDGsを踏まえた取り組みを推進します。2点目、指導的地位に占める女性の割合が30%となるよう、目標を設定し、取り組みを推進します。3点目、男女共同参画や女性活躍の視点を、地域、事業所、家庭など生活の場全体に広げるための啓発を推進します。4点目、人生100年時代を見据え、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組みます。5点目、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応し、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みを推進します。6点目、多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性等が安心して暮らせるための環境整備を推進します。7点目、男女共同参画の視点による防災を推進します。以上です。

(谷口会長)

ありがとうございました。ただいま(2)、男女共同参画プランの策定と背景、方針についてということで事務局の方から説明がございましたが、この件について何か質疑ございませんか。よろしいですかね。ないようなので、この件についても一応ご了承いただいたということで判断させていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、また駆け足で申し訳ないんですが、続きまして(3)、男女共同参画に関する現状についてということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

(委託業者)

失礼いたします。続けて資料③について説明をいたします。男女共同参画に関する現状についてです。

まず、人口の減少について、国勢調査による人口は減少傾向にあり、平成27年の人口を5年前の平成22年度と比較しますと、9.9%減少しています。また、2ページのグラフですが、こちらは平成27年の国勢調査の人口を基本とした、国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、全国・本町ともに、今後もさらなる人口減少が見込まれています。

次に3ページです。少子高齢化の進展についてです。本町の国勢調査の人口の高齢化率は全国を大きく上回る値で上昇しておりまして、平成27年は51.9%となっています。ただ、年少人口の割合は、全国を下回る値で低下しており、さらに、出生率も全国よりも低い値となっています。

次に、4ページです。国勢調査による家族形態についてです。町の一般世帯数は、平成17年以降、非親族世代を除くすべての世代で減少していますが、一般世帯に占める割合は、単独世帯数の割合が上昇をしている状況です。

次に、5ページの上はひとり親世帯数についてです。平成17年以降増加傾向にあり、平成27年は横ばいとなっており、94世帯となっています。

そのページの下、国勢調査による婚姻の状況についてです。平成27年の、未婚率は平成7年と比較しますと、いずれの年齢層も男女ともに上昇しておりまして、未婚、晩婚化が表れています。国の基本計画においてもこのような人口構成や世帯構成の変化については、今後ますます大きな変化が生じることが想定されており、女性の活躍を推し進めることが地域社会の担い手の確保や多様な視点による生活の向上、生産性の向上等々を通じて、経済社会の持続性の向上に繋がるとされています。

次に、6ページです。こちらは国勢調査による年齢別の女性の労働力率についてです。平成7年が25歳から39歳の結婚・子育てをする年齢層で落ち込むM字カーブを示してしまし

たが、平成 27 年はその落ち込みが少なく、小さくなってきています。また、下のグラフですが、平成 27 年の数字を全国と比較しますと、その落ち込みがない状況です。国の第 5 次計画においても、M 字カーブ解消に向かっていていることが挙げられていますが、一方で 25 から 29 歳をピークに、正規雇用の労働者の率の低下が見られることや、就業を希望しながらも育児や介護を理由に働いていない女性が存在することから、働きたい男女が仕事と子育て介護との生活の二者択一を迫られることなく働き続け、能力を発揮することが重要とされています。

次に、7 ページです。こちらからは、町のこれまでの現計画におけるこれまでの取り組みについてです。計画の基本目標毎に町の取り組みを挙げています。抜粋して説明をさせていただきます。基本目標の 1、「あらゆる分野における男女の活躍の推進」について、ひとつ目のマルですが、町の審議会等における積極的な女性委員の登用を進め、女性委員の割合は、下の表を見ますと、計画の策定値の 18.4%から、19.2%に上昇しました。しかし、目標の 30%に達しておらず、女性委員がいない審議会もある状況です。次に、二つ目のマルです。周防大島町以外においては、これまで女性議員はいませんでした。令和 2 年 10、11 月に 1 人誕生いたしました。次に三つ目のマルです。町職員については、職階に応じた研修を実施するなど、取り組みを推進し、計画策定時の 3.2%から約 10%に上昇し、目標の 10%に達しました。

次に 8 ページにお進みください。基本目標の 2、「家庭・地域における男女共同参画の推進」についてです。一つ目、二つ目のマルですが、家庭や地域における男女共同参画の推進について、国や県から提供されるポスターやチラシ等を掲示するなどして、啓発活動や情報提供を行いました。下の表ですが、自治会長に占める女性の割合は、計画策定時の 3.9%から 6.8%に上昇しましたが、いまだ低い状況です。三つ目のマルです。防災における女性の参画について、防災会議委員等への女性の登用を進めるとともに、女性消防隊を育成しました。

次に、基本目標の 3、「安心して生活できる環境づくりの推進」についてです。一つ目のマルです。特定健診について、自己負担金の無料化や個別がん検診の実施など、受診しやすい健診体制の整備、知識の普及、受診勧奨等により、受診率の向上を図りました。3 ページの一番下のマルですが、平成 30 年度から、妊娠・出産・子育てのワンストップ相談窓口として、子育て世代包括支援センターを開設し、各種相談に応じて必要な情報提供や保健指導を行うとともに、関係機関との連携を図りました。次に 9 ページ、(4)の前のマルになります。児童虐待担当や家庭相談員、保健師等と連携し、総合的な DV 相談や、児童虐待等への対応を行うとともに、DV の相談窓口について周知するため、広報誌に情報を掲載しました。

次に、基本目標の 4、「男女共同参画づくりに向けた意識形成の推進」についてです。一つ目のマル、男女共同参画審議会において、男女共同参画を推進するための講演会を実施しました。また、下から三つ目のマルですが、学校においては、人権参観日や道徳の授業参観日などを通して、幅広く人権について学ぶ学習を行いました。以上です。

(谷口会長)

はい。ありがとうございました。今、男女共同参画に関する現状についてご説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんか。ないようなのでこの件についてもご理解いただいたということにさせていただければと思います。

では、引き続きまして、(4)、男女共同参画に関する住民意識調査の結果についてということで、こちらまた説明の方、よろしく願いいたします。

(委託業者)

続けて失礼いたします。

まずは、資料の④の 1 と 2 について、男女共同参画に関する住民意識調査の結果について説明いたします。

まずは、調査の概要について、資料④-2 の、ちょっと分厚いですね、こちらの 1 ページをお開きになってください。調査は令和 2 年 3 月に、町内にお住まいの 18 歳以上の方の中から、500 人の方を先に抽出し、実施をいたしました。196 人の方から返送があり、回収率は 39.2%となっています。

2 ページにお進みください。

回答者の属性は、女性の方がやや多くなっておりまして、年齢層は 10 から 30 歳代が 25%、40 から 50、50 歳代が 38.8%、60 歳以上が 32.6%と、幅広い年代の方から回答をいただいています。

では、調査結果については時間が限られていますので、資料の④-1 の概要の方でご説明いたします。概要の見出しに沿ってご説明いたします。

まずは政策・方針決定過程への女性の参画の拡大についてです。調査の結果によりますと、政治・経済活動の場における男女の地位を平等だと思っている方の割合は 19.4%、平等だと考える方が、真ん中の水玉模様のところにありますけど、19.4%となっており、男性の方が優遇されていると思っている方が 6 割を超えている状況で、まだまだ平等と感じている方の割合が少ない状況です。また、下のグラフですが、社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由については、男性優位の組織、それから、女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない、家庭の支援・協力が得られないといったような回答が上位となっています。

次に 2 ページにお進みください。女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に関することです。育児休業の制度について、知っており、利用したことがあると回答した人の割合は、男性で 5.1%、女性で 9.8%ということになっております。社会的には少しずつ増えてきているのですが、全世帯の方にお聞きしているのでも、まだまだ少ない状況になっています。また下のグラフは、介護休業制度について、知っており、利用したことがあると回答した人は、男性 1.3%、女性で 0.9%となっております。

次に 3 ページの上なのですが、育児休業制度や介護休業制度の男性の利用者が少ない理由についてお聞きしたところ、子育て、介護・看護は女性の役割であるという意識が強いから、職場での理解が得られないから、仕事が忙しく取る暇がないから、といった回答が上位の 3 つとなっております。次に下のグラフです。女性の活躍が進むために必要と考える環境整備については、夫の積極的な家事・育児・介護への参加が 7 割近くと高くなっております。次いで、保育施設等の育児サービスの充実、福祉施設等の介護サービスの充実、利用しやすい家事サービスがあることが続いております。

次に、4 ページにお進みください。男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うことについてです。女性、男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めることが最も高く、55.6%となっておりまして、女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること、それから、子供の時から、家庭や学校で男女の平等について教えること、が続いて上位となっている状況です。

そして下のグラフですが、就職の機会や職場の中において女性の地位が平等と回答した方は 31.6%となっておりまして、これは平成 26 年の前回の調査よりも、やや上昇している状況です。ただ、その割合に比べたら、男性が優遇されている、といった回答の方がまだちょっと多い状況になっております。

次に、5 ページに進みます。次は家庭生活における男女共同参画の推進についてです。家庭生活の中における男女の地位の平等について、平等との回答は 27.6%となっておりまして、やはり男性の方が優遇されているという回答の割合が高い結果となっています。そして、下のグラフを見ますと、家庭における役割について、妻が分担しているか、夫が中心に分担しているか、それとも、子供など夫婦以外が分担しているかといったようなことでお聞きしましたところ、多くの家事が、妻が中心であるといった回答が高くなっております。夫と妻が同程度といったところがまだまだ少ない状況になっています。

次に、6 ページにお進みください。男性が家事や地域活動等に参加していくために必要だと思うことについてです。夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ることが最も高く、6 割を超えている状況です。そして、男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと、続いて周囲の人が夫婦の役割分担についての当事者の考え方を尊重すること、といった回答が上位となっています。

次に7ページです。上のグラフは、地域における男女共同参画の推進について、地域活動の中において、男女の地位が平等だと思ふ人の割合は33.7%となっておりまして、前回5年前の調査から若干高くなっております。次に5番目は、男女間におけるあらゆる暴力の根絶についてです。このグラフは、配偶者や恋人など、パートナーから受けたことがある暴力についてです。まず、身体的暴力については、14.8%の方が1、2度暴力を受けた経験があった、そして1%の人が何度もあったと回答しています。2番の心理的攻撃については、12.2%の方が1、2度あった、そして、2.6%の方が何度もあったと回答しています。そして、3番、性的強要の経験は、6.6%の方が1、2度あった、1%の方が何度もあったという回答がありまして、まだこれらの経験がなくなるということはない状況です。

8ページに進みます。こちらは、配偶者や恋人などパートナーとの間で行われた場合、次の行為が暴力だと思うか、ということについてお聞きした質問になります。多くの回答について、どんな場合でも暴力に当たるという回答の割合が高くなっていますが、全員の方が暴力に当たると回答しているわけではなく、暴力の内容によって、殴るふりをしておどすとか、精神的な、何を言っても長期間無視し続けるとか、交友関係や電話をこまかく監視するなど、精神的暴力に当たる場合と当たらない場合があるとか、暴力に当たるとは思わないという内容もある状況です。

次に9ページに進んでください。こちらは、パートナー等から暴力を受けたときに、こういった助けが欲しかった、といったような回答についてです。地域の中で身近に相談できる窓口、と回答した方が最も高く24.4%となっておりまして、同じような悩みを抱えた人たちとの会話や、一時的に加害者から逃れる場所の提供、加害者への教育が続いている状況です。

次に、10ページにお進みください。男女間における暴力をなくすために必要だと思ふことについてです。社会のあらゆる分野で人権尊重や暴力を許さない意識を醸成するための啓発を行う、それから、学校における男女平等や人権についての教育を充実させる、といった回答が40%を超えて、両方と高くなっております。続いて、犯罪の取り締まりを強化する、家庭における男女平等や人権についての教育を充実させる、が続いている状況です。

次に6番です。ここからは、男女共同参画の理解を深めるための教育・啓発についてです。まず、10ページの下グラフは、いままでいろんな分野についての、男女共同参画、男女の地位の平等についての回答結果がありましたが、これについては社会全体としてお聞きしています。社会全体として、男女の地位が平等だと回答された方は21.4%ということで、まだまだ男性が優遇されていると回答した方の割合が高い状況になっています。

そして次の11ページの上は、社会通念・慣習・しきたりなどにおける、男女の地位が平等だと思っている方が、15.8%にとどまっており、やはり男性の方が優遇されているという回答が高い結果となっています。そして次のグラフが、今度は学校教育の場において、男女の地位が平等だと思ふ方の割合は、こちら50.5%になっておりまして、他の分野よりも平等だと考える人の割合が高い状況になっています。そして一番下は、よく男女共同参画の指標にもなるのですが、男は仕事、女は家庭という性別による固定的な役割分担意識について、賛成という肯定的な考えを持つ割合は21.5%、それに対して反対の意見を持った方は35%を超えていまして、反対の意見がやや賛成を上回っている状況でありますけれども、どちらでもないといった方の割合も高くなっている状況です。

次に、12ページへお進みください。こちら、上のグラフは、男女共同参画の関係する言葉について、用語について、知っている言葉にマルをしてもらった回答になります。一番トップで知られているのが、配偶者暴力、DVについては知っている方、それから、男女雇用機会均等法については79.1%、78.1%と、8割に近い方が知っている状況にあります。また、男女共同参画社会については、6割の方が知っている状況。また、ワーク・ライフ・バランスなどはよく出てくるんですけども、知ってる方は37.8%という状況になっています。最後のグラフですが、男女共同参画の形成のために望む町の取り組みとしましては、介護サービスの充実、それから、保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実、の二つが、ほぼ同じ回答の割合で倍近く、上位となっております。学校等における男女平等の意識づくり、

職場における男女均等な取り扱いについての周知徹底、などが続いている状況となっております。以上で終わります。

(谷口会長)

はい。ただいま、住民意識調査の結果について、詳しくご説明をいただきました。仕事の面で前のめりに聞いているとちょっと、耳の痛いようなところもあつたりするわけですが、皆様方の方から何か質問等ございませんか。はい。ないようですので、この件についても内容についてご承知いただいたというふうに解釈させていただければと思います。ありがとうございます。

はい。引き続き(5)、男女共同参画基本計画骨子案についてということで、説明の方お願いいたします。

(委託業者)

失礼いたします。では続けてご説明いたします。

計画の骨子案についてです。1ページ、2ページは、先程ご説明しました、資料②の背景と方針と重複しますため、3ページにお進みください。計画の基本的な考え方についてです。計画の基本理念につきまして、これまで説明しました、社会情勢や国の動向、第5次計画等を踏まえまして、また、方針でご説明しました計画の見直しで充実する事項を踏まえて、これまでの旧の計画、現計画の基本理念を踏襲いたしまして、「住民、一人ひとりの人権が尊重され、尊厳を持って生きることができ、また、男女が自らの意思によってあらゆる場面で活躍し、自分らしく輝く社会」を目指します。

また、基本理念を表した本計画の目指す将来像を、「ともに輝き、みんなが活躍するまち周防大島町」としまして、みんなの輝きと活躍を町の元気に繋げます。

また、周防大島町総合計画を踏まえまして、SDGsの17の目標のうち、目標の5、「ジェンダー平等の実現」、「女性活躍推進」が17全ての目標達成に繋がることを踏まえて、男女共同参画の取り組みを推進いたします。

次に、4ページにお進みください。基本理念を達成するために、次の3つの目標を設定しました。

基本目標の1、あらゆる分野における男女の活躍の推進についてです。「あらゆる分野」に家庭・地域も含まれることから、現計画の基本目標2の家庭地域における男女共同参画の推進を含めております。政治、経済、地域社会、家庭などあらゆる分野や場における政策・方針決定過程や活動に男女が共に参画し、活躍することは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、住民の多様化が進む中で、社会経済情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するために重要です。町が率先して女性の登用を積極的に進めます。また、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を進めるとともに、両立を支援するサービスの充実を図ります。就労の場において、ポジティブ・アクション等に関して、事業者等への働きかけを推進します。家庭における男女共同参画の重要性の啓発を行うとともに、男女が共に活躍するための地域の環境づくりへの支援を進めます。

次に、基本目標の2です。安心・安全な生活環境の実現についてです。男女が共に地域の様々な場面において活躍するためには、住み慣れた地域で一人ひとりの人権が尊重され、安全な環境で安心して生活できることが基本となります。性別に起因する暴力が許されない地域社会をつくるための意識啓発を進めるとともに、暴力の被害者への支援を進めます。生活上困難な状況にある女性等の自立支援を推進します。性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人であること等を理由として、社会的困難を抱えることがないように、正しい理解を広め、地域社会が多様性を尊重する環境づくりを推進します。出産や性差による健康上の問題に対応するため、生涯を通じた健康への支援を行います。男女共同参画の視点からの防災の取り組みを推進します。

そして5ページ、基本目標の3です。男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりの推進について、様々な分野において男女がともに活躍して、持続可能な地域社会を作るためには、

男女双方の意識を変えて、住民一人ひとりがお互いを尊重して認め合い、男女共同参画について理解を深めることが重要です。よりわかりやすく、より多くの住民に浸透するように、男女共同参画に関する効果的な啓発を推進します。男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくための能力をつけ、多様な生き方を可能にするための教育学習機会の充実を図ります。

次に6ページです。6ページは基本目標ごとの取り組みの重点項目、主要施策を体系図にまとめています。重点項目における現計画からの変更は、重点項目2の女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現の推進と、現計画での就労・雇用における男女共同参画の推進について、関連が深く取り組みが重複するため、一つの重点にまとめました。また、基本目標でも説明しましたが、重点項目3、4家庭生活・地域における男女共同参画の推進の、基本目標1、あらゆる分野に含まれることということで、基本目標1に含めました。そして基本目標の2です。国の第5次計画を踏まえまして、重点項目8を基本目標2に設定しました。重点項目8は、防災における男女共同参画の推進ですね。現計画では、地域における男女共同参画の推進の主要施策の一つとなっていました。国の第5次計画では、男女共同参画の実現に向けた基盤整備から、安心・安全な暮らしの実現の下に変更されています。最後に、基本目標の3について、重点項目を、現計画では啓発の推進と教育の推進が別となっていました。取り組みが重複するために一つにまとめました。

以上が骨子案となります。皆様のご助言いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

(谷口会長)

はい。ただいま男女共同参画基本計画骨子案ということで説明がありました。何か、こういうのも盛り込んだらいいんじゃないかとか、こういうことについて聞きたいとかございましたら遠慮なくご意見いただけたらと思います。

(藤井委員)

山口銀行の藤井です。ちょっとお伺いしたいのですが。計画につきまして、主要施策ということで見込まれているのですが、実際にそのレベル感というか、数値目標っていうのを、個別に、それこそ、今回の取り組みの成果というところで、審議会の委員さんの割合とかいろいろ、上昇してきたっていうところで書かれてきた。それから、自治会の数とかですね。そういったところを本気で多分やるのであれば、割当制度、クォーター制というか、海外ではもうよくやっていることなんですけど。この今回の計画については、どれぐらいの目標までやるというところをはっきりさせたほうがいいのではないかと。管理職に占める割合1%とかですね、もっとそれぞれ審議会何%とか、あと女性が参画する審議会というのがまだ16.7%だったら100%にするとか。そういったものを明確にして進めていかないと、多分ぼんやりし過ぎているのかなと、ちょっと思いました。というところが気付きです、私からの。

(委託業者)

次回に、計画の素案全体の取り組みを皆様にご審議いただくようになるんですけども、今回、その辺の目標がちょっと少なかったんで、次回の基本目標の時に、そういった目標、数値目標をできるだけ入れていくように検討していきます。ありがとうございます。

(谷口会長)

その他ございませんか。よろしいですか。それでは、この件についてもご了解いただいたということで。次回、今山口銀行の支店長さんの方から、ちょっと盛り込んだうえで作っていただいたらというところで、お願いできたらと思います。

はい。それでは一応、(6)のその他ということでございますが、皆様方の方から何かございますか。よろしいですかね。そうしましたら、事務局の方から何かございますか。

(事務局員)

はい。政策企画課の濱田です。事務局から今後のスケジュールについて、簡単にご説明させていただきます。本日1月19日、第1回の男女共同参画審議会の開催を行いまして、次回の男女共同参画プラン、これ骨子案の協議という形になっております。それで、今後ですが、2月の9日ごろを目途に、第2回男女共同参画審議会の開催を考えております。本日のプラ

ンの骨子案について、山口銀行の藤井さんから意見を出していただきましたので、それを反映した形で素案を作成いたしまして、2月の9日に、男女共同参画プランを提示いたしまして、ご協議をいただけたらなというふうに考えております。その後、2月の12日頃からですね、パブリックコメント、町民の皆様に意見をいただくという形を考えております。その後、第3回の審議会を3月中頃、15日頃を目途に考えております。そこで、パブリックコメントでどんな意見が出たという形を、ご協議、最終のご協議をいただけたらなと。3月末にプランを公表するという形で考えております。スケジュールについては、このように考えております。

それで、報酬についてなのですが、本日の会議の案内に、報酬等の支払い方法について、ということで、報酬等受取申出書を送付させていただきました。

この後、事務局の方に提出をお願いいたします。忘れたという場合は、予備がありますので、また後日提出いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。事務局からは以上になります。

(谷口会長)

はい。

(中元副会長)

この審議会はあと何回やる予定ですか。

(事務局員)

多分2回です。2月の9日頃と、パブリックコメントをした後の3月中頃ですね。また調整はしようとは思いますが。

(中元副会長)

この回を入れて3回。

(事務局員)

そうですね、はい。

(中元副会長)

わかりました。

(事務局員)

そのように考えております。お願いします。

(谷口会長)

はい。それでは、以上をもちまして今日次第にございます協議事項の方、すべて終了させていただければと思います。ここから、進行方をまた事務局の方へお返しいたしますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局班長)

それでは、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。以上で協議の方を終了させていただきたいと思っております。お帰りの際は、お気をつけてお帰りいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。